

～択一勉強法講義～

【講師経歴】

篠原 一生 (しのはらいつせい)

所属事務所 HP : <https://www.tmi.gr.jp/people/i-shinohara.html>

平成19年 3月 神奈川県立横浜立野高校 卒業
平成23年 3月 明治大学法学部法律学科 卒業
平成24年度 予備試験 合格
平成25年 3月 早稲田大学法科大学院 (既修) 修了
平成25年度 新司法試験 (選択: 労働法) 合格
平成25年11月 司法研修所 (第67期) 入所
平成26年12月 弁護士登録 (第一東京弁護士会・TMI 総合法律事務所)
平成30年9月 慶應義塾大学総合政策学部講師 (行政法 (社会保障法))
令和2年5月 University of Southern California Law School (LL.M., Certificate in Technology and Entrepreneurship Law)
令和2年10月 TMI プライバシー&セキュリティコンサルティング株式会社
(<https://tmiconsulting.co.jp/>) 執行役員就任

※学部1, 2年次に辰巳の講座を受講 (運営委員)

※学部3, 4年次に法制研究所 (上級研) に所属

※法学部予備試験対策答案練習講座講師 (2018年、2021年)

※明治大学法曹会司法試験予備試験 答案練習会講師

予備試験成績

短答:

憲法 15点、行政法 20点、民法 28点、商法 28点、民訴 28点

刑法 17点、刑訴 19点、一般教養 30点 合計 181点/270点 (877位/7183人)

※合格者は1711人

論文:

憲法 C、行政法 A、民法 C、商法 B、民訴 A、刑法 A、刑訴 A、一般教養 C、実務 C

240.72 点 (134 位/1635 人) ※合格者は 233 人

本試験

短答 301 点/350 点 (80 位台/7595 人) ※合格者は 5259 人

公法系 82 点/100、民事系 135 点/150 点、刑事系 84 点/100 点

論文 500 位台/5259 人、総合 450 位/4858 人 ※合格者は 2049 人

E メールアドレス : ishinohara@tmi.gr.jp

LINE ID : issei010307

Twitter アカウント : https://twitter.com/Issei_Shinohara

1 はじめに

(1) 択一の対策をする際のポイントは？

- 問題演習の形で勉強する
⇒出題者がどのような知識・理解を求めて出題をしているか考える
- 選択肢全てについて正答できるように復習する
⇔問題を解くときは確実に正答できる選択肢から考えて解く
- 条文をしっかり読む。条文の趣旨を理解する
- 丸暗記はしない。各選択肢のどこがどのような理由で正しい(誤っている)のかきっちりいえるようにする
- 情報を一元化する(択一六法を使う、ノートを作る、メインで使用している基本書・予備校本に書き込む・付箋を貼る、判例六法に書き込む)
- 一定の期間で一定の分量をこなす

(2) 上級者の勉強法～全ての科目を数回以上解いている人

- 過去問で問われているところ以外も復習の対象に加える
⇒司法試験の過去問を解いて復習しているとき、問題に出てきた条文や判例について、判例六法にマークをしていた。そうすると、判例六法を後で見たときに重要だけど出題されていない条文や判例が分かる。
- 択一の勉強をする過程で論文の知識もメンテナンスする
⇒択一で出題された条文や論点について、論証で使う理由付けや、当てはめの考慮要素などを頭の中で思い浮かべてみる。思い出せない場合にはそのときに復習しておく。
- 択一で出題された条文の趣旨や判例の理由付けを確認しておく
⇒論文の勉強で押さえていなかった論点が論文試験で出題されてしまったときに、

一定のことが書けるようになる（＝他の受験生よりも優位に立てる）

(3) 択一の勉強の活かし方

- インプットした知識の正確性を確認できる
- 基礎的な知識が定着しているので論文試験での大きなミスが無くなる
- 他の資格試験でも活用できる

(4) 本日の講義内容

- 問題演習・復習を具体的にどのように行うのか？
- 過去問で問われているところ以外の知識をインプットする場合の注意点は？
- 択一の勉強をどう論文につなげるか？

2 問題演習実践（憲法）

(1) H23 公法系第3問選択肢ア

（基本編）

- 「宴のあと」事件の理解を問う問題
- 本人の感受性を基準としているという点が誤り

（応用編）

- 「宴のあと」事件が掲げた3要件は何か？
- プライバシー権、という言葉を具体的に判示している点に注意

(2) H23 公法系第3問選択肢イ

- 京都府学連事件の判旨を理解しているか
- 肖像権を明示的に認めたのか？
- どのような状況で撮影がされた事案？
⇒公道上をデモ行進しているときで、デモ行進の許可条件に外形的に違反していると認められたとき。
- どのような状況であれば正当な理由ありと言える？
⇒「現に犯罪が行われもしくは行われたのち間がないと認められる場合であって、しかも証拠保全の必要性および緊急性があり、かつその撮影が一般的に許容される限度を超えない相当な方法をもって行われるとき」

※刑事訴訟法的な観点では？：本件は刑事事件において、捜査（及びそれにより得られた証拠）の違法性について検討される中で憲法上の権利が問題となった事案。結論は違法性なし。

(3) H23 公法系第3問選択肢ウ

- 江沢民講演会事件の判旨を理解しているか
- 「プライバシーに係る情報として法的保護の対象となる」という言い回し
- 事案の概要は？誰が誰に情報を提供した？
 - ⇒早稲田大学が、警視庁に対して、警備上の要請で、本人の同意を得ずに、江沢民の講演に参加する学生の学籍番号、氏名、住所および電話番号を提供した。
 - ⇒建造物侵入、威力業務妨害で逮捕、その後、大学が学生を懲戒処分にしたため、学生が大学にプライバシー権侵害を理由に損害賠償請求をした。

⇒憲法では複数の判例をつなげて覚える

⇒同一論点の判例について、どのような事実の違いに着目して結論が分かれたのか確認

⇒訴訟物の確認 ※日本には「憲法訴訟」はない。

3 問題演習実践 (民法)

(1) H23 民事系第1問選択肢1

(基本編)

- S33 年判例を確認。強迫行為により完全に意思の自由を失った場合には強迫の条文は適用されない。
- 理由付け、理論構成を確認。そもそも意思表示がなかったとみる。
- そもそも強迫の定義は？
 - ⇒他人に害悪を示し、恐怖の念を生じさせる行為

(2) H23 民事系第1問選択肢2

(基本編)

- 96条2項を確認。強迫は本項の対象となっていない。
- 96条2項の趣旨を確認。相手方の保護のため。
- 96条2項の対象に強迫が含まれていない理由を確認。

(応用編)

- 96条3項も似たような論点。条文と趣旨を確認し、詐欺と強迫の違いに関する論証を確認。
- 「第三者」の定義を確認。

(3) H23 民事系第1問選択肢3

(基本編)

- 民事上の救済ができない、という点がひっかけ。消費者契約法等で故意がなくとも取り消しができることがあることを確認。
- 消費者契約法の条文を軽く確認。司法試験は消費者契約法そのものを聞きたいの

ではなく、ざっくりとしたレベルで理解をしておくことを求めている

(応用編)

- 詐欺における故意の対象（いわゆる二重の故意）を確認。
⇒相手を錯誤に陥れようとする点、錯誤によって意思表示をさせようとする点
- 消費者契約法では、どのような例外があるか、重要事項の説明以外の類型についても確認
⇒不利益事実の不告知、困惑させる行為

(4) H23 民事系第 1 問選択肢 4

(基本編)

- 詐欺については、取り消しの意思表示を行った場合にはじめて効果を主張できるということを理解しているか、確認する問題。「取消し」や「無効」や「履行の拒絶」の概念を確認。
- 同時履行の抗弁権が頭にちらつくが、問題文には「詐欺を理由として」という文言がバッチリ入っていることに気づく

(5) H23 民事系第 1 問選択肢 5

(基本編)

- 96 条 3 項の「善意の第三者に対抗することができない」の意味が分かっているかを問う問題

(6) H23 民事系第 15 問選択肢 1

- 正しい。なんのひねりもなく、出題者の意図が不明

(7) H23 民事系第 15 問選択肢 2

(基本編)

- 対抗要件の順位の問題。民法 387 条 1 項は一応チェック。
- ちょっと勉強している人は悩む。民法 395 条（抵当建物使用者の引渡しの猶予）について、趣旨を含めて確認（なぜ競売手続の開始前からの使用が要件となっているか、担保不動産収益執行の場合にはなぜ特別に扱われるのか等）。

(8) H23 民事系第 15 問選択肢 3

- 条文そのまま。どの範囲で抵当権の効力が及ぶかを確認。

(9) H23 民事系第 15 問選択肢 4

(基本編)

- 条文そのまま。代価弁済の要件と効果を確認
- 代価弁済制度の趣旨である「抵当不動産の取引の円滑化」とはどのような意味か？

(応用編)

- 抵当不動産の第三取得者が不動産に設定されている抵当権を消すためのもう一つの手段は？
- 抵当権消滅請求の要件、手続を確認
- 主たる債務者、保証人及びこれらの承継人が抵当権消滅請求ができない（民法 380 条）のはなぜ？

(10) H23 民事系第 15 問選択肢 5

(基本編)

- 条文そのまま。趣旨を確認。抵当権の効力が設定していない不動産にまで及ぶのはおかしいことに気づく。

4 問題演習実践 (刑法)

(1) H23 刑事系第 9 問選択肢 1

- 延焼罪の理解を問う問題
- 延焼罪はどのような物からどのような物に延焼させた場合に成立する犯罪なのかを押さえておく。

(2) H23 刑事系第 9 問選択肢 2

- 放火と錯誤について
- 現住性と現住性の理解

(3) H23 刑事系第 9 問選択肢 3

- 108 条の「人」に犯人（共犯者）が含まれるか、という論点の理解
- 115 条を覚えているか
- 保険以外はどのような例があり得る？

(4) H23 刑事系第 9 問選択肢 4

- 放火と錯誤について
- 現住性と現住性の理解。本件では「現住性」の故意は存在する。

(5) H23 刑事系第 9 問選択肢 5

- 吸収関係とは？
- 吸収関係の典型例を押さえる

➤ 殺人と放火の罪質の比較

⇒放火罪の保護法益は何か？

⇒抽象的危険犯、具体的危険犯の区別は大丈夫か？

⇒放火の定義、既遂時期は？

⇒放火の予備罪はどのようなものについて認められる？

5 問題演習実践 (商法)

(1) H23 民事系第 42 問

(基本編)

会社法の択一を解くときは、問われている条文だけでなく、問われている制度全体の枠組みを復習する。全体の枠組みを基本書等で確認し、条文の構造を押さえる

⇒本問の株主総会制度についていうと、会社法は会社の類型（公開か非公開か、取締役会設置か非設置か、等）によって異なる規定を設けているものであること、株主の権利行使の確保と、会社の利益（運営が煩雑になり過ぎないようにするなど）のバランスを図っているという視点が重要。

(応用編)

条文の文言の一つ一つの意味を自分で考えてみる

➤ 株主総会における出席者の限定に関する議論での対立利益は？

⇒第三者による攪乱により会社の利益が害されないようにすること⇔株主による権利行使を通じた株主の利益の保護

➤ 書面決議をなぜ認めるのか、大会社とはどのような会社を指すか？

➤ 招集通知を2週間前までに発送しなければならないことの意味

➤ 取締役会設置会社において議題の追加が許されないのはなぜ？

⇒取締役会非設置会社では、株主自らが経営を監視することを予定している。

⇒取締役会設置会社では、株主は議題を見て出席を決めることを予定している。

⇒会社法の条文をただ覚えるだけでなく、条文の意義を理解し、整理しながら覚える。

以上

参考資料2 「択一の勉強が活きる資格試験」

	申し込み・実施時期	科目	備考
法学検定	<ul style="list-style-type: none"> ■ 申し込み 9月～11月 ■ 試験 毎年12月頃 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ベーシック 憲・民・刑・入門 ■ スタンダード 憲・民・刑・入門・選択（下4から1つ） ■ アドバンスト 憲・民・刑・入門・選択（下4から1つ、労働・知財・倒産等から1つ） 	ロー入試等
宅建	<ul style="list-style-type: none"> ■ 申し込み 7月頃 ■ 試験 10月2週頃 	民法・宅建業法・建築基準法等	不動産・金融業界
行政書士	<ul style="list-style-type: none"> ■ 申し込み 8～9月頃 ■ 試験 11月2週頃 	憲法・行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法）・民法・商法及び基礎法学・一般教養	ロー入試、許認可
司法書士	<ul style="list-style-type: none"> ■ 申し込み 5月中旬から下旬頃 ■ 試験 筆記：7月上旬 口述：10月 	<ul style="list-style-type: none"> ■ メイン 民法、会社法・商法、不動産登記法、商業登記法 ■ サブ 憲法・刑法・民事訴訟法・民事執行法・民事保全法・供託法・司法書士法等 	登記関係

社労士	<ul style="list-style-type: none"> ■ 申し込み 4月から5月頃 ■ 試験 8月頃 	労働基準法及び労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、雇用保険法、労務管理その他の労働に関する一般常識、社会保険に関する一般常識、健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法	年金、保険関係
ビジネス法務	<ul style="list-style-type: none"> ■ 申し込み 4月から5月頃（2・3級） 9月から10月（すべて） ■ 試験 7月（2・3級のみ） 12月頃（すべて） 	企業取引の法務、債権の管理と回収、企業財産の管理・活用と法務、企業活動に関する法規制、株式会社の組織と運営、企業と従業員の関係、紛争の解決方法、国際法務	<ul style="list-style-type: none"> ・1級は論文あり ・企業法務
知財財産管理	<ul style="list-style-type: none"> ■ 申し込み 2月から5月頃 ■ 試験 7月上旬 	知的財産に関連する法律を中心として、基本六法も出題される	